

南丹市長交際費の支出に関する基準

平成 20 年 10 月 31 日

訓令第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、市長又は市長が指名する者が市政の円滑な運営のため市を代表し、外部の個人又は団体との交際のために要する経費（以下「市長交際費」という。）について、適正な執行を図るため必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第 2 条 市長交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 市政の伸展に功績があったもの
- (3) 市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、政治又は宗教を目的とする団体に対しては、支出しない。

(支出区分及び支出金額)

第 3 条 市長交際費の支出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特に市長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 祝金 慶事及び総会等各種行事へのお祝いに係る経費
- (2) 弔慰金 市政功労者等及びその親族に対する香典、供物等に係る経費
- (3) 見舞金 市政功労者等の病気等の見舞に係る経費
- (4) 懇談費 会費の明記されていない懇親会、行事等への出席に伴う経費
- (5) 賛助金 各種団体等の活動及び行事の趣旨に賛同して支出する経費
- (6) 会費 会費の明記されている懇親会、懇談会等への出席に係る経費
- (7) 渉外 市政運営上必要な相手との交渉、訪問時の手土産等に係る経費
- (8) 謝礼 役務の提供者等に対し感謝の意を表し支出する経費
- (9) 激励金 市民にとって名誉となる行為、業績等への壮途激励に係る経費

2 市長交際費の支出金額は、南丹市慶弔規程（平成 18 年南丹市訓令第 2 号）の基準によるものとする。

3 前2項以外の場合で、交際上、市長が特に支出する必要があると認められるものについては、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出できるものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。